

平成29年度

第2回 石狩市介護保険事業運営推進協議会 資料

★日時 平成30年 2月 9日(金) 午後7時15分～
★会場 石狩市役所 5階 第1委員会室

目 次

1. 石狩市地域包括ケア推進のための基本方針（案）・・・・・・・・・・・・・・・・P2～5
2. 平成30年度石狩市地域包括支援センター運営方針（案）について・・・P6～11

1. 石狩市地域包括ケア推進のための基本方針（案）

石狩市地域包括ケア推進のための基本方針（案）

（平成 30 年度～32 年度）

本市では、これまでの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続け、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関するサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の理念を継承した上で、さらに「住み慣れたいしかりで健康に生き活き」という基本理念を新たに掲げます。社会性・地域性・特に徒歩圏内におけるコミュニティを意識し、その中でつながりや活動が介護予防になり、社会参加を生むという考え方をより意識し、高齢者が可能な限り住み慣れたこの石狩のまちで暮らし続けるための自立に向けたまちづくりを行なっていくこととします。

地域包括ケアシステムの実現において中核的役割をもつ地域包括支援センターは、地域住民や多職種・機関と連携を図り、高齢者の自立に向けた支援を念頭に地域包括ケアシステムの推進を行なうこととします。基本方針は、石狩市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画と連動し、各地域包括支援センターと地域課題の共有、課題解決に向けた取り組みを実践します。なお、この度の石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 32 年度が最終年度のため、当基本方針も平成 32 年度までの方針とします。

（1）地域包括支援センターの機能拡充

地域包括ケア推進の拠点として、多様化・複雑化する総合相談に対応し多職種・機関および地域ぐるみで支援する体制を強化するとともに、自立支援に資するケアマネジメントの推進を図ります。

- ① 相談窓口としての地域包括支援センターの市民周知を継続して行います。
- ② 目的に応じた類型の地域ケア会議を開催し、個別ケースの処遇検討、自立支援、地域課題の抽出と解決に向けた取り組みを多職種・機関と連携して行います。

（2）権利擁護の推進

認知症等のため判断能力が低下し、高齢者虐待を受ける、財産管理や契約行為が困難で生活に支障が出る、消費者被害等の権利侵害を受ける高齢者が増加しています。高齢者の権利侵害の予防、早期発見、早期対応、諸制度の活用に努めます。

- ① 地域包括支援センターが高齢者虐待や成年後見制度、消費者被害など権利擁護

に関する相談窓口であることを広く周知します。

- ③ 成年後見制度等の権利擁護に資する制度の利用促進と成年後見センター等関係機関との連携、市民後見人の養成やフォローアップ研修等を行ないます。
- ③ 高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応を行なうために、市民への周知啓発、関係機関との連携の強化を図ります。また、養護者支援についても必要な対応や取組を行ないます。
- ④ 消費者被害の予防のため周知啓発を行い、消費者被害の早期発見に努め、消費生活センター等に適切につなぎます。対応について必要な連携を行ないます。

(3) 認知症高齢者への対策

認知症の予防・早めの気づきと対応についての普及を行うとともに、認知症の人や家族の視点にたち、認知症になっても住み慣れた地域で、意思が尊重され、自分らしく安心して生活できる体制づくりを推進します。

- ① 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人を支える地域づくりに向けた普及啓発、認知症の人や介護者に必要な資源の創出、認知症ケアに携わる多職種協働を推進します。
- ② 認知症の人や介護者に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供を行います。
- ④ 徘徊見守り SOS ネットワークを拡充し、認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進に努めます。
- ⑤ 認知症サポーターを養成します。

(4) 介護予防の推進

健康寿命を延伸し、要介護認定等をできるだけ先送りするために、「心身機能」のみならず、「活動」や「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、介護予防を推進します。

- ① 介護予防の啓発、情報提供を推進します。
- ② 介護予防に資する集いの場の充実に努めます。
- ③ 介護予防サポーターを養成します。
- ④ 介護予防に資する活動の情報に気軽にアクセスし、希望する活動に繋ぐことができる拠点の整備に努めます。

(5) 総合事業の推進

平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、制度の定着を図るとともに、地域の実情やニーズに合わせて各サービスの整備を進めます。

- ①地域の実情に合わせ、訪問型・通所型サービスの整備を進めます。
- ②自立支援や地域での介護予防の取組を機能強化するために地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

（6）生活支援体制整備事業の推進

地域において、日常生活上の困りごとを抱えている高齢者等に対し、地域住民が互いに助け合い、支え合う体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体の設置を進めます。

- ① 第一層、第二層協議体を設置します。
- ② 地域資源の見える化を行い、地域住民との協働のもと、地域において足りない資源の創出に努めます。

（7）在宅医療と介護連携の推進

市民が望む範囲で在宅医療や終末期医療が提供できる体制整備に努め、在宅医療と介護に関わる関係者の顔の見える連携を構築し、切れ目のない在宅医療・介護連携体制整備に向け、関係機関と調整を進めます。

2. 平成 30 年度 石狩市地域包括支援センター運営方針（案）

平成 30 年度石狩市地域包括支援センター運営方針（案）

1. 目的

石狩市の地域包括支援センターは、地域高齢者の心身及び健康の維持並びに生活の安定のために必要な支援を行うことにより、保健・福祉・医療の向上を包括的に支援することを目的とします。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関するサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の中心的役割を担う拠点となることを目指します。

2. 基本的理念

（1）公益性・公平性・中立性

地域包括支援センターは、石狩市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。地域包括支援センターの運営方針については、石狩市介護保険事業運営推進協議会の議を経ることとし、その適正かつ円滑な運営を図ります。

（2）地域性

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地区の地域特性や実情をふまえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

さまざまな地域ネットワーク会議や地域で行われている活動の場を通じて、地域住民や関係団体等の意見を広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域課題を把握し解決に向けて積極的に取り組みます。

（3）協働性

地域包括支援センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し業務全体をチームで支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、社会資源、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

3. 利用対象者

おおむね 65 歳以上の高齢者及びこれらの者の家族その他の介護者その他必要な

者とします。

4. 日常生活圏域及び担当地区

表①の通りとし、転居等で利用者の居住地が日常生活圏域を越えて変わった場合は、当該圏域担当の地域包括支援センターに引き継ぐものとします。

表①

担当圏域	センター名	所在地	担当地区
石狩圏域	石狩市南地域包括支援センター (医療法人喬成会に委託)	石狩市花川南7条4丁目 376番地1	花川南、花川、樽川
	石狩市北地域包括支援センター (医療法人秀友会に委託)	石狩市花川北6条1丁目 41番地1	上記以外の石狩地区 ～花川北、花川東、花畔、緑苑台、中生振、北生振、親船地区、新港、八幡、高岡、五の沢、緑ヶ原、志美等～
厚田圏域	石狩市厚田地域包括支援センター (市直営)	石狩市厚田区厚田45番地	厚田区全域
浜益圏域	石狩市浜益地域包括支援センター (市直営)	石狩市浜益区浜益2番地 3	浜益区全域

5. 職員の配置

地域包括支援センターにおいては、市の条例が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を遵守する職員配置とします。

6. 業務の実施時間外及び業務を実施しない日の体制

地域包括支援センターにおける緊急時の電話相談は、事業の実施時間外及び事業を実施しない日においても受け付けるものとします。地域包括支援センターは、緊急時の電話対応に備え、あらかじめ関係各機関と協議し、連絡方法その他必要な事項について定めておくこととします。

7. 業務内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業

i 総合相談業務

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、さまざまな相談内容について総合的かつ迅速に相談できる体制を作ります。介護保険サービス以外にもさまざまな社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。

窓口や電話での相談以外に、地域住民からの連絡、介護予防教室等の様子、独居又は高齢者世帯の訪問等により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての状況把握を行うことで、地域に存在する隠れた課題やニーズを発見し、早期対応できるようにします。

ii 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討し、必要に応じて地域ケア会議等のネットワーク会議につなぐものとします。

②権利擁護事業

i 成年後見制度等の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度や高齢者の権利擁護に資する事業の活用を図ります。

ii 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切に対応します。

また、判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合は、市との連携を図って支援します。

iii 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

③包括的・継続的ケアマネジメント

i 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の介護支援専門員の実情把握に努め、介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

ii 介護支援専門員に対する支援・助言

・日常的な相談に対する支援：介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専

門的な見地から支援を行います。

- ・ 研修会等の実施：介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関と連携のうえ、情報提供や事例検討研究会、研修会等を実施します。
- ・ 支援困難事例への助言：地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方法を検討し、助言等を行います。
- ・ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用：地域の介護支援専門員等が日常的に円滑な業務が実施されるように、介護支援専門員のネットワークを活用します。

④多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

i 地域ケア会議

地域包括支援センター又は市は、医療・福祉・保健・介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のために、地域ケア会議を主催し、設置・運営していきます。地域ケア会議の実施にあたっては、地域の特性に応じてネットワークを構築していくことが求められるため、市と十分に協議し役割分担を行うものとします。

ii インフォーマルサービスの活用・連携

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らない地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源や関係者との連携を図ります。

⑤包括的支援事業実施に基づく地域課題の把握

業務を通して地域課題の抽出、整理、提起を行い、課題解決に向けた取り組みを進めます。

(2) 指定介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント

①サービスが必要かつ利用希望のある要支援者、介護予防・日常生活自立支援総合事業の事業対象者（以下「要支援者等」という）

介護予防サービス等を適切に利用できるように、自立支援に資する介護予防サービス・支援計画書を作成します。指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託する場合は、介護予防サービス・支援計画書作成等に必要な助言及び支援を行います。

②サービス未利用の要支援者等について

サービスを必要としない要支援者等については、介護予防事業やインフォーマルサービスにつなげるとともに、不足している社会資源や課題について関係者と協議します。サービス提供が必要と判断した要支援者等のうち、その理由を放置することにより重大な結果につながる恐れの高い対象者を絞り込み、重点的な支援を継続的に行います。

(3) 地域包括支援センター自己評価

地域包括支援センター業務の実施状況が分かる自己評価表を作成し年 1 回市に報告するものとします。これを活用することにより、業務の課題整理および改善を図ります。

8. 地域包括支援センター連絡会

地域包括支援センターは、その活動について定例で開催する地域包括支援センター連絡会等において書面又は口頭で報告するものとします。

地域包括支援センター連絡会では、圏域を担当する各地域包括支援センターがそれぞれの地域課題や事業内容及び圏域の地域包括ケアを推進するための目標を共有し、協働で地域包括ケアを推進するものとします。

9. 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意します。